

議第 27 号 呉市老人福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

呉市老人福祉センターみはらし荘（以下「みはらし荘」といいます。）を廃止するものです。

2 改正の内容

みはらし荘は、地域における高齢者の各種相談に応じるとともに、高齢者の健康の増進、教養の向上、レクリエーション活動の場の提供等を目的とした施設として、開設以来、多くの高齢者に親しまれ、利用されてきました。

しかし、開設当時と現在とでは、高齢者を取り巻く社会情勢は大きく変化しており、利用者数は減少傾向にあることや、施設の老朽化により維持管理費用の更なる増加が見込まれることから、みはらし荘を廃止するものです。

なお、呉市公共施設に関する個別施設計画（令和 3 年 3 月策定）の施設ごとの対応方針において、みはらし荘は、令和 8 年の廃止となっています。

3 みはらし荘の概要等

(1) 施設概要

所在地 呉市警固屋 8 丁目 17 番 1 号
設置年月日 昭和 50 年 9 月 15 日
施設規模等 敷地面積：2,701.30 平方メートル
延べ面積：1,658 平方メートル
構造・階数：鉄筋コンクリート造，地上 2 階建て
主要施設：事務室，浴室，研修室，娛樂室，大広間，和室，
図書室

(2) 利用状況

| 年 度 | 個人利用 | 団体利用 | | 計 |
|---------|----------|-------|---------|----------|
| 令和元年度 | 33,493 人 | 47 団体 | 1,602 人 | 35,095 人 |
| 令和 2 年度 | 22,598 人 | 7 団体 | 144 人 | 22,742 人 |
| 令和 3 年度 | 21,456 人 | 15 団体 | 349 人 | 21,805 人 |
| 令和 4 年度 | 28,392 人 | 17 団体 | 479 人 | 28,871 人 |
| 令和 5 年度 | 28,650 人 | 38 団体 | 1,065 人 | 29,715 人 |
| 令和 6 年度 | 26,875 人 | 29 団体 | 929 人 | 27,804 人 |

4 地元説明，関係者協議等

みはらし荘の廃止に先立ち、みはらし荘の指定管理者である社会福祉法人呉市社会福祉協議会を始め、地元関係者、自治会等に事前説明をしています。

5 位置図



6 施行期日

令和9年1月1日